

社説：国会は「違憲法案」を通すな

毎日新聞 2015年06月25日

きょうから約3カ月間の延長国会が始まる。安全保障関連法案をめぐるこれからの国会審議は、戦後70年の節目に国のあり方を決める大きな岐路となる。

ここまで1カ月の審議を通じ、関連法案は「憲法違反」であるとの批判が高まっている。それなのに政府は本質的な問題に正面から答えない。答弁がころころ変わる。自衛隊の活動拡大には、法的安定性と国民の理解が不可欠だが、どちらも欠いている。

安倍晋三首相は先週の衆院予算委員会で「国際情勢に目をつぶって、従来の（憲法）解釈に固執するのは、政治家としての責任放棄だ」と語った。だが、従来の憲法解釈との論理的整合性を重視するのは当然のことだし、法案に反対する人たちが国際情勢に目をつぶっているわけでもない。

政府が憲法解釈変更の根拠とした1972年の政府見解は、憲法は「自衛の措置」を禁じていないが、その措置は必要最小限度にとどまるべきで、集団的自衛権の行使は許されない、と言っている。

新しい憲法解釈では、同じ論理を使いながら「安全保障環境の根本的な変容」を理由として、結論だけを集団的自衛権の行使は許される、と正反対に変えた。

こんな恣意（しい）的な解釈変更を認めれば、憲法の規範性は崩れ、国民は憲法を信頼できなくなる。論理的整合性がとれないのなら、憲法改正を国民に問うべきだ。

私たちは、安全保障環境の変化に合わせて法制を検討することは否定しない。米国の力の低下や中国との緊張が続く尖閣諸島をめぐる、国民に漠然とした不安が広がっているのもわかる。だが、そういう抽象的理由では、憲法解釈を変更してまで集団的自衛権の行使を容認する説明にはならない。

尖閣諸島の防衛は、個別的自衛権と日米安保で対処できる。

首相が集団的自衛権行使の典型例としてこだわる中東の機雷掃海も、安全保障環境の変化とどうつながるのか理解に苦しむ。

政府は、他国防衛でなく自衛のための「限定容認」だという。だが、中東有事で経済的理由のために集団的自衛権を行使する事例こそが、政府の判断次第で歯止めがかからなくなることを示している。認めるわけにいかない。

集団的自衛権の行使容認のための法案は、撤回するか廃案にすべきだ。重要影響事態法案についても、世界中で自衛隊が米軍などに後方支援できるようにする内容である以上、同意できない。

一方、国連平和維持活動（PKO）協力法改正案や国際平和支援法案は、関連法案から切り離し、修正のうえ与野党の幅広い合意を得る方向で検討してはどうか。

戦後70年談話—いっそ取りやめては

朝日新聞 2015年6月25日(木)

安倍首相がこの夏に発表する予定の戦後70年の談話。首相はこれを閣議決定しない意向であるという。

談話が閣僚全員の署名により閣議決定されれば、政府の公式見解となる。戦後50年の村山談話、60年の小泉談話はいずれも閣議決定された。

一方、閣議決定しないとなれば、安倍首相の個人的メッセージという色彩が強まる。

閣議決定しないことに首相がどういう意図をこめているのか、いまのところ判然としない。しかし、これまでの談話の内容に縛られずに自分の見解を述べる一方で、国内外からの批判をかわず狙いがあるとすれば、政府の最高責任者として姑息(こそく)の感は否めない。

そんなことならば、いっそのこと談話を出すのは取りやめてはどうか。

先の大戦についての日本政府の見解は、すでに村山、小泉の両談話で確立し、日本外交の基礎にもなっている。戦後70年は節目であるが、必ずしも新たな談話を出さねばならないわけではない。

安倍氏は2012年に首相に返り咲いてから、「21世紀にふさわしい未来志向の談話を出したい」と繰り返していた。ただかつては村山談話にはっきりと不快感を示し、首相に再登板した後も「安倍内閣としてそのまま継承しているわけではない」と答弁していた。

最近「全体として受け継いでいく」と表現を改めながらも、「国策を誤り」「植民地支配と侵略」といった文言を安倍談話に盛り込むことには否定的な考えを示している。

首相は村山談話を実質的に塗り替えようというのか——。こんな懸念が広がり、公明党が政府与党間での合意を求めている。また、米国の日本研究者が「過ちの偏見なき清算」を求める声明を出すなど、世界的にも注目されている。

閣議決定をしないことで、たとえ村山談話の文言を使わなくとも、「塗り替えたわけではない」と言うことはできるだろう。また、「未来志向」という首相の狙いをよりアピールできるのかも知れない。

ただ、ここまで注目されている談話だ。いまさらそんな本音と建前を使い分けるような方便は通用しまい。

植民地支配や侵略の被害にあった人々の心にどう響くか。閣議決定されたか否かの形式ではなく、中身が重要なのは言うまでもない。世界に通用しない内向きな姿勢を示すだけなら、出さない方がいい。

国会95日間延長 安保法案を確実に成立させよ

読売新聞 2015年06月23日

極めて異例の大幅延長だが、安全保障関連法案の確実な成立を期すには妥当な措置である。

衆院本会議は、24日までの通常国会の会期を95日間延長することを与党などの賛成多数で議決した。

安倍首相は、過去最長の延長幅について「(安保法案の)十分な審議時間を取って、徹底的に議論していきたい」と強調した。

9月27日まで国会が延長されたことで、首相らの外交・政治日程や来年度予算の概算要求、各府省の人事への影響も懸念される。

だが、日本の安全保障環境の悪化を踏まえれば、様々な危機に備え、抑止力を向上させることは急務だ。安保法案の成立を最優先する首相の判断は評価できる。

与党は、衆院採決の目安として80～90時間の法案審議を想定するが、今は約54時間にとどまる。

野党側の強硬な抵抗戦術に加え、自民党推薦の憲法学者が「法案は違憲」と指摘するなど、政府・与党側の不手際の影響で、審議が順調に進んでいないためだ。

衆院通過が7月にずれ込むのが確実な中、政府・与党は、衆院通過60日後の衆院再可決・成立の選択肢も視野に入れている。

大切なのは、単に審議時間を長く確保するのではなく、複雑な法案の内容と必要性を丁寧に説明し、国民の理解を広げることだ。

野党にも、建設的な論戦を挑むことが求められる。多様な事態への切れ目のない対処をいかに可能にするのか、という観点の議論を深めてもらいたい。

維新の党は、対案を検討している。集団的自衛権の行使要件を厳格化し、グレーゾーン事態での自衛隊の権限を拡大する内容だ。

松野代表は与党との修正協議に慎重だが、対案を正式決定すれば、その実現を目指し、与党との接点を探るべきではないか。

地域農協の経営の自由度を高める農協法改正案など、安倍政権の経済政策「アベノミクス」に資する法案の成立も急ぎたい。

自民党などは、統合型リゾート推進法案を衆院に提出している。だが、ギャンブル依存症の人の増加など、カジノ解禁の弊害は大きい。国会の大幅延長に乗じて成立を図ることは慎むべきだ。

参院選の「1票の格差」の是正も、今国会で結論を出さねばならない。自民党を除く主要各党の主張は、人口の少ない県と隣接県を1選挙区に統合する「合区」を含む案に収れんしつつある。

是正案の合意へ、自民党も党内調整を急ぐ必要がある。

【社説】

「違憲」の安保法制 撤回・廃案を決断せよ

東京新聞 2015年6月23日

国会が約三カ月間延長されたが、「憲法違反」と指摘される安全保障法制関連法案をこのまま成立させてはならない。法案の撤回、廃案を決断すべきだ。

今月二十四日に会期末を迎える今の通常国会の会期がきのう、九月二十七日まで九十五日間延長された。鈴木善幸内閣の九十四日間を抜いて現行憲法下で最も長い会期延長は、安倍内閣が提出した安保法制関連法案を確実に成立させるためにほかならない。

◆憲法学者の重い指摘

安保法案は五月二十六日に衆院本会議で審議入りし、現在、衆院平和安全法制特別委員会で審議されている。衆院を通過した後、仮に参院での審議が遅れても、衆院で再び可決し、成立させられる日程を、大幅延長は想定している。

安倍晋三首相は今年四月、米連邦議会での演説で、集団的自衛権の行使に道を開く安保法案を「夏まで」に成立させると語った。

しかし、この法案は、どんなに審議を重ねても、成立させるわけにはいかない。憲法違反である可能性が否定できないからだ。

歴代内閣は、集団的自衛権の行使を「違憲」とする憲法解釈を堅持してきたが、昨年七月、この解釈を変更して行使容認に転じたのが、安倍内閣である。

従来の憲法解釈は、国会での長年の議論の積み重ねを経て確立されたものであり、一内閣の判断で解釈を正反対に変える暴挙はそもそも許されない。

衆院特別委ではきのう参考人質疑が行われ、歴代内閣法制局長官のうち二人が、安保法案の違憲性を指摘した。今月四日の衆院憲法審査会では、自民党が推薦した参考人を含めて三人の憲法学者全員が、安保法案を違憲と断じた。

三人以外にも、全国の憲法学者二百人以上が安保法案に反対する声明を出している事実は重い。

◆過ち繰り返す危険性

菅義偉官房長官は「数ではない」と防戦に躍起だが、憲法学の主流の意見を故意に無視し、法案成立を強引に進めることが、賢明な政治であるはずがない。

元法制局長官が安保法案を違憲と批判したことに対し、安倍首相はきのう参院決算委員会で「政治家は常に、必要な自衛の措置とは何かを考え抜く責任がある」と語った。その通りではある。

ただし、憲法の枠内で、との限定が付いていることも、政治家は常にわきまをえなければならぬ。

憲法の枠組みを無視し、もしくは確立した憲法解釈を勝手に変えて、思うがままに安保政策を組み立てるといふのなら、国家権力を憲法で縛る立憲主義は形骸化し、海外で武力の行使をしない専守防衛の歯止めは意味を失う。

自存自衛を名目に、近隣諸国を侵略していった過去の戦争の過ちを繰り返す危険性すら高くなる。戦後日本の平和国家としての歩みにふさわしいとは到底言えない。

安倍内閣は違憲批判を受けて、集団的自衛権の行使容認を正当化するために、最高裁による一九五九年の「砂川事件判決」を再び持ち出した。

しかし、この判決は旧日米安全保障条約に基づく米軍駐留の合憲性が問われた裁判であり、裁判で議論もされず、判決でも触れていない集団的自衛権の行使容認について、この判決を論拠とするのは無理がある。

そもそも、なぜ今、集団的自衛権の行使容認が必要なのか、安倍内閣は国会論戦を通じても、その根拠を明確に示せてはいない。

首相は先週の党首討論で「全体として国際社会の変化を申し上げている」と述べ、ホルムズ海峡での機雷掃海や朝鮮半島有事の際、警戒監視に当たる米艦船の防護を行使例に挙げたが、憲法の解釈を変更してでも、すぐに可能にしなければならない切迫性はない。

安倍内閣は法案成立に向けて、独自の対案をまとめる予定の維新の党との修正協議に前向きだ。

しかし、法案が修正されても、集団的自衛権の行使に道を開いたり、戦闘現場近くで外国軍を後方支援できるようにする根幹部分が変わらなければ、法案がもたらす危うさには変わりはない。

◆国民を恐れなければ

共同通信社が実施した直近の全国電話世論調査によると安保法案が「憲法に違反していると思う」との答えは56・7%に上り、法案への反対も前回五月の調査より10ポイント以上増え、58・7%に達した。

安保法案は専守防衛を逸脱し、おびただしい犠牲の上に、二度と戦争はしないと誓った戦後日本の平和主義に禍根を残す内容だ。

与党が衆参両院で多数を占めていても、民意を無視して法案を強引に成立させていいわけがない。

国民を恐れ、政府自らが法案撤回を決断するか、国会が良識に基づいて廃案とすることを、会期延長に当たって強く求めたい。

主張

違憲の「戦争法案」

会期大幅延長でも成立許さず

2015年6月24日(水)

違憲の「戦争法案」は会期延長でも成立強行を許さない—通常国会の会期が戦後最長の95日間延長されることが自民、公明の与党で強行決定された22日、国会には会期延長と「戦争法案」に反対する市民が詰めかけました。異例な大幅会期延長は「戦争法案」成立への安倍晋三政権の異常な執念を示すものです。反対の世論は沸騰しています。会期内の審議でも「戦争法案」が憲法違反の法案であることが明白になっています。会期内で成立させられなかったこと自体、安倍政権が追い詰められていることを示すものです。会期延長による成立強行は許されません。

会期制の原則踏みにじる

もともと通常国会の会期は150日間と決まっています。国会の会期内に審議がつくされず成立しなかった法案は廃案にするというのが「会期不継続」の原則です。なにが何でも今国会で成立させると、3カ月以上も大幅に会期を延長するなどというのは会期制の原則を乱暴に踏みにじるものです。

当初の予想を上回る95日間もの延長幅になったのは、7月末までに「戦争法案」を衆院通過させれば参院で可決されなくても60日後には否決されたものとみなして衆院で3分の2以上の賛成で再可決、成立させることができる「60日ルール」を見越してのことだといわれます。文字通り国会審議を形骸化し、踏みにじるものというしかありません。

これまでの戦闘地域に派兵しないという口実さえ投げ捨てて、文字通り武力の行使と一体化するアメリカなどの戦争への自衛隊の「後方支援」を認め、集団的自衛権は行使できないという憲法解釈を乱暴に変更して行使を認める「戦争法案」が違憲の法案であることは明らかです。国会では衆院憲法審査会で自民党推薦を含む3人の憲法学者がそろって「違憲」と指摘したのに続き、「戦争法案」を審議する衆院特別委員会に参考人として出席した2人の元内閣法制局長官も、「違憲、撤回を」「従来の憲法解釈の範囲内とは言えない」と指摘しました。違憲の法案の成立は許されず、「戦争法案」は会期を延長して成立させるどころかただちに廃案にすべきです。

衆院特別委員会での法案審議は、首相や閣僚がまともに質問に答えることができず、暴言ややじもあって中断を繰り返しています。審議の遅れは政府の責任です。安倍首相は戦闘地域での「後方支援」―国際的には「兵たん」が武力行使に道を開くと追及されても、「兵たんは安全な場所でやる」などとはぐらかすばかりでまともに答えません。集団的自衛権行使容認への憲法解釈の変更を「安全保障環境の変容」と説明しながら、なにがどう変わったのか追及されても答えられません。延長国会で強行する道理も大義ありません。

世論で廃案に追い込む

「戦争法案」反対の声は、憲法学者だけでなく、学者、法律家、弁護士、演劇人、労働者、女性、青年など広範に広がっています。マスメディアの世論調査でも、「反対」が58%（共同通信）、今国会で成立させる「必要がない」が65%（「朝日」）など圧倒的です。

大幅に会期が延長された国会でも、論戦での追及とともに、「戦争法案」を許さない国民の世論と運動で政権を包囲し追い詰めることが、法案阻止に重要です。